

危険物安全週間

いまいちど、事故防止のために確認を！！

①セルフスタンドでは、安全を確認して給油許可を！！



※静電気に引火しての火災は、全国的に発生しています。

特に冬場は注意してください。

火災の原因は、多くがヒューマンエラーです。

②定期点検（年1回以上）を確実に行ってください！！

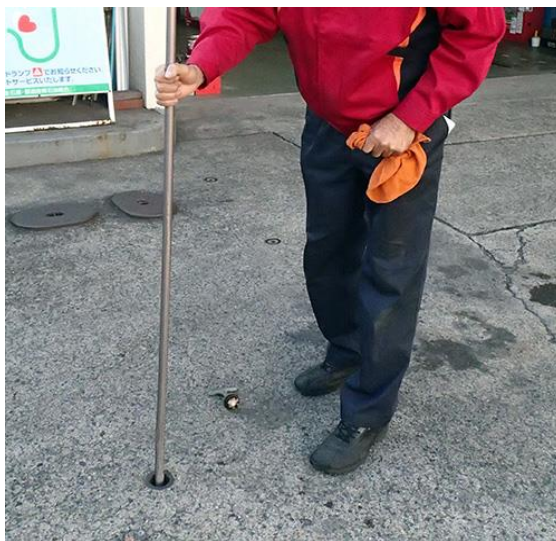
危険物の安全管理



消防法で、一定の危険物施設には年1回以上の定期点検が義務付けられています。

内容は、危険物施設全体の点検（機能に異常がないかの目視点検、作動点検など）です。

特に地下タンクを有する事業所さんは、圧力点検は実施しても、上記の定期点検をされていない方が多くおられます。



※法令で定められた定期点検のほかにも、定期的に自主点検を。
特に地下タンクは表面から異常が見えないです。

③整理・整頓を！！



危険物施設は、常に整理・清掃を心掛け、空き箱など、業務に必要な物品は片づけましょう。

万が一火災が発生した場合、延焼します。

④荷下ろし時は相互立ち合いを！！



移動タンク貯蔵所（タンクローリー）から、タンクを持つ施設（地下タンク貯蔵所、給油取扱所、屋外タンク貯蔵所など）に危険物を荷下ろしする場合、移動タンク貯蔵所、荷下ろし先のタンクを持つ事業所双方の、危険物取扱者の立ち合いが必要となります。

お互いの取扱者が確認したうえで荷下ろしを行い、入れ間違いなどのコンタミ事故を防止しましょう。